

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

新幹線開業後のこのタイミングで、糸魚川のアーカイブというものを調べ直して市民に知ってもらおう。今のこの「夢で逢いませよ」という映画を、まだ見たこともない市民もいらっしゃると思うんですね。また、糸魚川、ヒスイというものが出てくるということは、糸魚川の宣伝や交流人口の拡大にも役立てることができるのではないかとことを思うんですけども、ここら辺の取り組み、市長、いかがでしょうかね。何か。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

先ほど見たと言ったんですが、もう記憶も途切れ途切れな部分でございまして、果たして使えるかどうかというのはちょっと見てございませんで、改めて見させていただいて、使えるかどうかを判断したいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

この映画が撮られたころは、糸魚川も地方の都市として非常に活力があった。みんな都会へ出ていった。今度は都会から糸魚川に呼び込む時代がきた。そのために、この映画を何か使えないかなというふうに私は考え始めています。

質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

以上で、田原議員の質問が終わりました。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は改定介護保険法と介護施策の充実について、高齢化に対応した交通対策、原発事故対策、マイナンバー制度について、米田市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

1、改定介護保険法と介護施策の充実について。

(1) 改定介護保険法による今後3年間の介護施策の動向に関して。

要支援1、2の人に対する介護保険はずしと、市町村の総合事業化をどのように考えて

いるか。

特別養護老人ホームへの入所制限と現状、課題はどうか。

利用者負担引上げと高額介護サービスの影響はどうか。

低所得の施設利用者の居住費・食費補助の要件厳格化の影響はどうか。

多床室の基準費用額の引上げの影響はどうか。

(2) 糸魚川市における高齢化の今後の推移と対応について。

高齢者数の推移とピークをどのように捉え、対応を考えているか。

高齢化率の推移とピークをどう捉え、対応しているか。

健康年齢の推移はどうか。

(3) 糸魚川市の介護施策充実の方向について。

施設介護の充実策、施策の方向。

在宅介護の充実策、施策の方向。

24時間在宅介護の位置づけ、推進するための独自横だしや上乗せ支援を検討すべきではないか。

(4) 健康づくりについて。

健康づくりを進めるために、総合的な仕組みである保健指導員制度導入を検討できないか。

健康ウォーキングのコースをつくり、普及を促進したらどうか。

食の重点課題と取り組みはどうか。

病気の早期発見、早期治療の取り組みはどうか。

介護予防、要支援段階での取り組みの強化が必要ではないか。

佐久市のめざす世界最高健康都市の考え方について、どのように捉えているか。

2、高齢化に対応した交通対策について。

(1) バスのフリー乗降区間はどうか。高齢化が進む中で、どのように考え対応しているか。

(2) 乗客の申込みによって運行するデマンド交通を導入すべきではないか。

(3) 生活交通確保対策事業を、高齢化の進む地域や高齢者の立場から改善すべきではないか。

3、原発事故対策について。

(1) 避難計画についてはどうなっているか。

(2) 避難者の受入れについてはどうか。

(3) 柏崎刈羽原発で過酷事故が起こった場合、糸魚川市の被害をどのように考えているか。

(4) 柏崎刈羽原発の再稼働の同意手続きは、立地自治体と県だけでなく、糸魚川市の同意が必要ではないか。

4、マイナンバー制度について。

(1) マイナンバーに対応するための情報システム改修で義務付けられている特定個人情報保護評価に対し、国の特定個人情報保護委員会による承認手続きは済んでいるか。

(2) マイナンバー制度は自治事務か、法定受託事務か。情報流出の責任は誰がとるのか。

(3) マイナンバー制度は、官から民までの様々な個人情報を連携させていくため、プライバシー

+

一権侵害の可能性が高まっていきます。どのように考えるか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

新保健員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の1つ目につきましては、総合事業では要支援1・2相当の方が、自立に向けたサービスが利用できるよう、関係機関と協議をしております。

2つ目につきましては、本年4月以降、特別養護老人ホームへの入所は、原則として要介護3以上の方となりましたが、要介護1または2の方で、国が定めた要件により特例入所をした事例があります。

3つ目につきましては、一定以上の所得のある方は、利用者負担が1割から2割にふえることによりまして、これまで使っていたサービスを減らすことが懸念されております。

4つ目につきましては、配偶者の課税状況や預貯金等が勘案されたことにより、食費、居住費の補足給付が受けられず、自己負担がふえる場合があります。

5つ目につきましては、8月以降、一定以上の所得や預貯金等のある入所者の負担はふえますが、低所得者は補足給付を受けられることから負担はふえません。

2点目の1つ目と2つ目につきましては、高齢者数は30年をピークに減少傾向となる見込みですが、高齢化率は30年以降も上昇が続く見込みであります。対応といたしましては、高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画の中で取り組んでおります。

3つ目につきましては、平成22年度に県が算定した結果では、当市の健康寿命は、男性78.92歳、女性86.05歳で、どちらも県平均よりも高くなっております。

3点目の1つ目につきましては、今後の入所希望者の状況や高齢者数、介護認定者数の推移、介護保険料への影響を踏まえ、慎重に計画しております。

2つ目につきましては、介護や支援が必要となっても高齢者が住みなれた地域で、安心した生活が続けられるよう、在宅サービスの充実を図っております。

3つ目につきましては、市独自の支援は考えておりませんが、利用者のニーズを把握し、引き続き在宅介護の充実に努めてまいります。

4点目の1つ目につきましては、市で新たな組織を設置する予定はありませんが、地区運動推進員や食生活改善推進員の皆様と連携をし、健康づくりの推進に努めてまいります。

2つ目につきましては、現在、市内に44のウォーキングコースを設置しており、これらコースを利用していただくよう普及啓発に努めてまいります。

3つ目につきましては、「わかめを食べよう運動」を推進するなど、バランスのよい食生活を送ることを中心に、普及啓発、強化に努めてまいります。

4つ目につきましては、受診しやすい各種健診の実施や、未受診者への勧奨などもとり行っており、今後もさらなる受診率向上を目指してまいります。

5つ目につきましては、介護予防には健康なうちからの取り組みが重要と考え、1次予防事業の

拡充や健康体教室等で認知症予防も含めた取り組みを行っております。

6 目につきましては、まちづくりを進める上で市民の健康づくりが重要であるという考え方は、大変すばらしいものと捉えております。

2 番目の 1 点目につきましては、現在、38 系統中 24 系統であります、交通安全の確保に配慮し、今後も関係機関と検討してまいります。

2 点目につきましては、コミュニティバス、また、乗合タクシーの一部の便において、予約制を導入いたしております。

3 点目につきましては、現在の利用実態や高齢化の進展から、高齢者の利用を促進する取り組みが必要であると考えております。

3 番目の 1 点目につきましては、県内市町村では新潟県広域避難の行動指針に基づき、避難計画を検討いたしているところであります。

2 点目につきましては、原子力災害時における新潟県広域避難のマッチングにより、当市に避難者を受け入れる体制となっております。

3 点目につきましては、原発から 50 キロメートル以上離れていることから、現在のところ即時避難の必要はないとの方向が示されております。

4 点目につきましては、原発再稼働は立地自治体をはじめ全県的な問題でもあることから、市町村による原子力安全対策に関する研究会で協議をいたしていくこととなっております。

4 番目の 1 点目につきましては、特定個人情報保護委員会による承認手続が必要となるのは、対象人数が 30 万人以上であるため当市では必要ありません。

なお、当市で実施した基礎項目評価書 19 項目は、当該委員会へ 5 月に提出し、ホームページにて公開をいたしております。

2 点目につきましては、マイナンバー制度は法定受託事務であり、糸魚川市から情報が流出した場合の責任は市にあります。

3 点目につきましては、マイナンバー制度の特定個人情報は、それぞれの機関、団体に関する情報のみ分割して情報管理を行うため、プライバシーの侵害にならないものと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16 番（新保峰孝君）

1 番目の改定介護保険法の関係ですが約 600 人、介護認定者数の 19 % の要支援 1・2 の方たちに対する今までのサービスを低下させないことが大事だと思うんですが、それはそういうことはないようにするということでよろしいんですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

要支援者の人のサービス低下にならないように取り組んでまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

在宅で生活していけるよう必要なサービスを提供すると同時に介護度が上がらないように、夢のみずうみ村のように介護度が下がるような、そういうサービスの充実を図る姿勢というものが求められていると思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

通所のサービスを使われている方にとりまして、サービスを受ける場合にそのままお客様のような状態ではなくて、その方が持ってる能力を十分に発揮できるように、要介護度が軽減されるような取り組みも各施設のほうでやっているところでございます。

また、妙高市のほうに、夢のみずうみ村を参考にしながら通所のサービスをやっている事業所もございますので、施設のほうと見学もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

介護事業者の厳しい経営状況、次の施設改善とかそういうふうな費用が、だんだんと捻出できなくなってくるという厳しい状況があるわけですね。

そういう中で、今度の改定介護保険法が実施されていくわけですが、この中には無資格者、あるいは資格不問というふうなこともございます。利用者が安心してサービスを受けることが、そうなるとできなくなるわけでありまして。現行相当サービスを維持していくようにやりたいということで、そういうことはしないような取り組みが行われるということによろしいんですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

今後、移行いたします介護予防日常生活支援総合事業につきましては、従来の訪問系のサービス、また、従来の通所のサービスも移行の中に入っております。

また、緩和型といいまして、資格のない方でも少しの支援で、その方の自立に結びつくようなサービスも考えているところでございます。やはりサービスを利用する方は依存型ではなくって、自分が元気になるんだというような取り組みも、事業所とあわせて私たちも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

今までの介護事業をやっていたそういう事業所にお願いをするというのが、一番先にあるわけですね。いろいろあって、中には資格は必要ありませんというのものもあるわけですが、基本的には介護事業者ですね、先ほど言いましたように経営状況非常に厳しいと、そういう人たちにも頑張ってもらおうと。

そういう中で、やっぱり専門的なそういう知識なり、技術を持っている方にやってもらうっていうことと同時に、市で取り組んでいるいろんな取り組みがありますよね。介護度が上がらないようにといいますか、要介護の1から2、2から3というふうに、そうならないように。あるいは、要支援1・2だったそういう方たちが、そういうのがなくなったとしても悪くならないように、そういう取り組みが必要だと思うんです。ただお手伝いしてもらえばいいということじゃないというふうに思うんですね。そういうことも考えながらやっていく必要があるんでないかということなんです、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。また、要介護度が軽くなるということが目標でありますし、要支援1・2の方でも自立に向けた取り組みが必要であるというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

もう1点、今、答弁を聞いてれば、そういうことはないと思うんですけども、長期的に見れば、安上がりに済ませるといことが要支援者の重度化につながって、それがまた給付の増大につながるというふうなことにもなりかねない面もあると思うんですね。そういうことには、ぜひならないようにしていただきたいというふうに思うんです。短絡的な対応はすべきでないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

要支援１・２の方に対するサービス提供につきましては、十分包括支援センターの方がアセスメントをする予定にしております。利用者が自立に向けてどのようなサービスが必要なのか、または通所ではなくて、例えば訪問介護を受ける方にとりましては、それでは地域の方でどういうふうにして取り組みばいいかということも、地域で今、勉強会を始めたところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

一番安いボランティア的なものに頼るということが、ないようにしていただきたいと思います。

特別養護老人ホームへの入所、要介護３以上とするなどとした場合、１、２の認定者は、待機者数にカウントされなくなるんじゃないかと思います。低年金、無年金の高齢者がふえる状況の中で、特別養護老人ホーム増設抑制、入居者限定ということでは、低所得者の要介護高齢者が、行き場を失うということにもなりかねないんじゃないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

本年の４月から、特別養護老人ホームに入所できる方は、原則として要介護３以上の方になりました。しかしながら、特別に事情がある場合、入所が認められる場合がございます。それに関しましては、申し込みをされています特別養護老人ホームのほうから意見書の照会がございました。４月以降８月までで、照会実人数は１７名でございます。その中で特例入所要件に該当される方が、１２名というふうにお答えさせていただいております。その中で２人の方が、今現在、入所されているところでございます。

また、低所得者の人が入所できないのではないかとということに関しましては、今回の制度改革につきましては、所得がある程度ある方には、少し負担をしていただくというような法の改正でございます。低所得者にとりましては、負担はないものと考えております。

しかしながら、その中で預貯金の関係、また配偶者の所得の状況によりましては、入居費、または光熱水費、食費については、ある程度の負担をお願いしてるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○ 16番（新保峰孝君）

低所得の施設利用者は、どれくらいおられますか。居住費、食費補助の要件厳格化ということで、今、内容が言われましたけども、例えば補足給付の対象外となれば、今まで三、四万円の負担で済んだと、これが10万円ぐらいになるんじゃないですか、そういうことはないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

低所得者の方の負担限度額の認定者数につきましては、昨年と比べまして今年度、8月以降でございますが、昨年より324人ほど減っております。その要件といたしましては、先ほど申し上げました配偶者の課税、預貯金等によって非該当である方。また、申請のない方もいらっしゃいます。それと、あと昨年は当面、施設入所希望がないけれども、申請をされていたという方もいらっしゃいまして、今回、当面施設サービスを利用する予定がないために申請していない方もいらっしゃいます。

配偶者の課税状況によりましては、いたし方がないというふうに考えておりますが、低所得者で預貯金がお1人の場合だと1,000万円、配偶者がいらっしゃれば2,000万円以上の預貯金があれば該当にはなりません。その方がその要件を満たす、それ以下の預貯金になった場合には、改めて申請していただければ、該当になるかというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○ 16番（新保峰孝君）

例えば、先ほど言いましたように、三、四万円の負担が10万円ぐらいになるというふうになりますと、10年間で1,000万円ぐらいになっちゃうわけですね、1,000万円近く。その基準額、1,000万円よりも少なくなった場合、その時点で申告すれば、それはまた補足給付を受けられるということになるわけですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり預貯金の要件が満たされれば、その時点で申請していただければ該当になります。

すみません。負担限度額の軽減をした場合、該当になる場合には、三、四万円ぐらいの負担でございますが、該当にならない場合、軽減を受けられない場合には、七、八万円の費用が負担される

ことになります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

この関係で、例えば施設に入られている方が新しい制度で、いろいろ手続なりしなけりゃならないと。そういういろいろ面倒なことを、全部自分でやらなきゃならないのかというのがあるんですが、そういう本人の手続の負担軽減措置ということはできないんですかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

負担限度額の申請につきましては、預貯金の状況、配偶者の所得状況もありますことから、ご本人さん、または家族の方をお願いしてるところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

今回の負担増の点では、いろんなものがございまして、できるだけ本人が大変で、とてもできないということのないように、ぜひ手伝えるものは手伝って負担軽減していただきたいと思います。

基本的なことなんですが、要介護認定を省略するようなことはすべきじゃないというふうに思いますけども、この点はいかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

議員の言われることは、要支援1・2の方ではないかというふうに思いますけれども、その方がどんなサービスが必要なのか、どんなことを支援すれば自宅で生活ができるのかということが、第一だというふうに思っております。

また、認定の申請をいたしまして、認定結果がおりるのに1カ月ぐらいかかりますが、もし認定結果がなくてもいろんなサービスが使えるということであれば、利用者にとってはメリットではないかというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

申請すれば、これはきちんと審査するわけですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

ご本人さんがどうしても申請したいということであれば、申請は可能であるというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

第6期の介護保険事業計画では、高齢者人口のピークは先ほど平成30年を境にというふうに言われましたが、平成29年ごろで1万6,400人ほどというふうに高齢者人口となっております。要介護認定者数、同じく平成29年で3,600人くらいとなっております。あと5年くらいでピークになります。

高齢化率は市の取り組みにもよりますけれども、まだ上がり続ける可能性が高いと思います。大事なのはやっぱり健康年齢ですね、健康ですっと過ごしていける、あるいは健康寿命、これを伸ばしていくということではないかと思うんですが、これまでの取り組みで健康年齢、健康寿命は伸びておりますか。どれぐらいになっているか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

健康寿命につきましては、国等が発表しておりますのは国民生活基礎調査をベースにして、その中でアンケートをとった中で健康と思われる回答があった、そういった割合をもとにして算出している関係から、国、県のレベルにつきましては発表しておりますが、市町村のレベルでは発表しておりません。先ほど市長が申しあげました数字につきましては、新潟県独自として健康寿命を試算したものでございまして、こちらのほうは要介護度2以上の人の割合の基礎調査を中心として算出したものでございます。

したがって、今の健康寿命が延びているかどうかというお話になりますと、当市でのデータとしては、そういった裏づける資料はございません。ただ、平均寿命の延びとか、そういったものを見ますと、延びている傾向であるのではないかというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

介護施策充実の方向であります。施設介護の点では市内の世帯人数でありますけども、2人世帯、1人世帯、3人世帯の順になっております。高齢者世帯がその中でふえております。跡継ぎが都市部へ出ていって世帯が多い。そういう中では、特別養護老人ホームの増設はどうしても必要になってくると思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

特別養護老人ホームの整備につきましては、今年度12月の予定だというふうにお聞きしておりますが、おおさわの里で40床の増床がございます。そのあたりで入所される方が十分その中に入ってこられた段階で、もう一度精査する必要があるというふうに考えております。

また、今年度2月1日現在、特別養護老人ホームの入所の申し込みがまとまりましたけれども、その中では要介護1以上の方でございますが、479人となっております。また、その中で在宅で要介護4・5の方につきましては、85人というような状況でございます。今後、また高齢化が進む中で、特別養護老人ホームの入所の必要性を十分検討しながら、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

先ほども言いましたし、答弁もあった点ですが、施設であっても介護度が改善される介護、その方向が必要ではないかと思いますが、現在、そういう点ではどういうふうに行われているか、いなか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

介護度が軽減されるような取り組みについては、今現在、私のほうでは承知しておりませんが、施設のほうでは十分支援していただいているというふうに思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

在宅介護においても介護度が改善される方向の取り組みというのは、ますます大事になってくると思うんですが、やっぱり1人でも生活できる方向を目指すべきではないか。ということになれば、そのためにもやっぱり24時間在宅介護というものが、必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですね。これから高齢化が進むと、なおさらそうなってくると思うんですが、この点についてはいかがでしょう。いま一度、お答え願えますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

今後ますますひとり暮らしの高齢者がふえる状況の中では、サービス提供する上で24時間体制というのは、非常に大切なことであろうというふうに思っております。しかしながら、例えばヘルパーの方のサービスにつきましても午後9時以降では、あまりサービス利用はないというふうにも伺っているところでございます。まず、在宅でのサービス、どんなサービスが必要なのか、既存のサービスで、どの程度フォローできるのかということを十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

上乘せ、横出し等の独自施策は、今のところ考えていないということでしたけども、今の制度の中では、例えば在宅であっても施設であっても、介護度が改善されたという場合になりますと、その料金のほうは、収入は減ってしまうということになるわけですね。だから一生懸命、努力すればするほど収入が減るということになるわけです。矛盾したようなことになるわけで、そういうことのないように、介護度が改善された場合の支援ということも考えていく必要があるんじゃないかと。国のほうで、きちんとそういうのをしてくれれば一番いいんですけども、この点のお考えがあったら、お聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

加藤福祉事務所長。〔福祉事務所長 加藤美也子君登壇〕

○福祉事務所長（加藤美也子君）

お答えいたします。

施設入所の方で介護度が下がった場合に、市独自で補助金を出しているという自治体もございます。そのあたり研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

+

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

頑張っているところにはぜひ、なおさら苦しくなるということのないように、今、答弁あったように頑張って、実現されるように取り組んでいただきたいと思います。

健康づくりの関係で伺います。

保健補導員制度はご承知のように、長野県ですっと以前になると思うんですが、いろんな体のふぐあいの点で、塩分を減らす食生活改善の取り組みというものが行われる中で、保健師のお手伝いから生まれた組織のように理解をしております。地域密着で、継続性と安定性があるということが強みだと思います。社会の変化もあって簡単にできると思いませんけれども、市民の健康に対する意識も高まってきているので、ぜひ安定的な仕組みをつくるという点で、先ほど答弁ありましたけれども、こういう保健補導員に近いような形になるように、ぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

今ほど長野県の保健補導員制度につきましては、新保議員のおっしゃったとおりでございまして、各行政区ごとから地区の役員のな位置づけの中で、配置をされている方々でございまして、

そういった状況の中になりますと、私も今、各地区の役員の選出におきまして、若干、苦慮している部分もございまして、今の段階では難しいというふうに考えております。

私も今、持っております地区運動推進員や食生活改善推進員、こういった既存の組織を生かす中で、そういった機能を持たさせていただければというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

市役所の保健師だけで取り組むのではなくて、地域と一緒に頑張って取り組むということになりますと、それができる制度、仕組みが必要だと思いますので、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思います。

ウォーキングの関係で健康づくりの関係ですが、ウォーキングの関係でお聞きしたいと思います。歩くことというのは、人間にとって最も基本的なことであります。

最近、ロコモティブシンドローム、運動器症候群という言葉が出ております。運動器の障害によって、要介護になるリスクの高い状態になることをいうということでもあります。原因には運動器自体の疾患と、加齢による運動器機能不全があるとのことでもあります。このうち加齢による運動器機能不全は、まず、歩くことから防止を図るのが、誰でもが手軽にできる取り組みではないかと思

いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、やはり歩くことは本当に体を動かす基本というふうに考えております。

そういった意味からも、昨年におきましては県立看護大学の教授におきまして、足裏のそういった健康法みたいな講演会をやらさせていただいておりますし、ことしにつきましては、3地域ごとにウォーキング講習会を開催をさせていただいて歩くことの大切さ、そういったものを広めてまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

山形県上山市の取り組みを少し紹介したいと思います。

こちらは上山型温泉クアオルト事業ということで取り組んでいるわけですが、クアオルトというのはドイツ語で、高品質な長期滞在型の健康保養地、療養地の意味ということであります。

上山市では、健康・観光・環境の3つを柱に、市民の健康増進と交流人口の拡大に取り組んでおります。これをそのままというとなかなか難しいんですが、この中のウォーキングの部分、一番最初に取り入れたのが、クアオルト健康ウォーキングとのことであります。いろいろと形態があって、気候性地形療法というのを活用したウォーキングということであります。

上山市の人口は3万2,400人、平成21年にウォーキングをスタートしたときは371人の参加だったそうであります。翌平成22年、通年で土日ウォーキングをスタートして、そのまた次の平成23年、毎日ウォーキングをスタートし、平成26年には1万2,867人が参加するようになったということであります。参加者の内訳は、市民が約60%、山形市からが35%、その他が5%ということであります。

この中でウォーキングについて、先ほども大学の先生からいろいろとアドバイスを受けながらという話がありましたけれども、どういうコースを設定してやっていけば、健康的にこういうふうによくなるという考え方のもとにコースが設定されているんですね。ですからウォーキングについて、より調査研究をして、今あるコースもそのまま使えるかもわかりませんし、あるいは改善するところは改善したりして、よりウォーキングの普及促進を図ったらどうかと。糸魚川市の地形は、ウォーキングに適しているのではないかというふうに思うんですが、この点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

市長答弁の中でも申し上げましたように、私ども４４コースある中で、フォッサマグナパークのああいって周遊コースとか、既にそういった自然と調和したようなコース設定したところもございます。

新保議員がおっしゃいます、そういった視点を取り入れることができるのかどうか、そういった部分の中で、検討させていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

周遊コースというのもあるでしょうけども、私が言ってるのは健康づくり、そういう面でのウォーキングコースということであります。ぜひ検討していただきたいと思います。

病気の早期発見、早期治療の点であります、特定健診等の受診率は上がっているでしょうか、取り組みの強化は行われているか、受診率の推移はどうなっているか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山本健康増進課長。〔健康増進課長 山本将世君登壇〕

○健康増進課長（山本将世君）

お答えをいたします。

特定健診の受診につきましては、平成１０年に３０．６％ということで３０％上がりましてから、平成２３年度で４０．４％で４０％台、平成２５年度で５０．６％ということで５０％台に年々上がってきております。こういった傾向を継続してまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

これ医療費を減らすということは、早期発見、早期治療が一番大事になってきておりますから、ぜひ６割を超えるように取り組みを強化していただきたいと思います。

２番目の高齢化に対応した交通対策について伺います。

中山間地のバスのフリー乗降区間のことでお聞きしますが、９０歳くらいの高齢者の方が買い物で路線バスに乗る場合、行きはバス停まで歩いていくと。帰りは買い物袋をさげてバス停から自宅まで歩いて帰ると。雨や雪が降っていれば片手に傘、片手に買い物袋や荷物を持つということになります。高齢の方にとって厳しいという声を聞きました。地域から、フリー乗降区間を広げてほしいという要望は出されておられませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

フリー乗降区間につきましては、やはりお年寄りの方については、大変有効なものだというふう

に思っております。極力、そういう区間については広げていきたいというふうに考えておりますが、交通安全上の問題もありますので、その辺のところを加味しながら、今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

フリー乗降区間は、どのようにして決められておりますか。その際、高齢者のことを考えたことはあるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

フリー乗降区間につきましては、利用者の方のご意見だとか、それから地区からの要望を踏まえて、バス事業会社と市と、それから警察のほうに協議をして決めているというところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

例えば根知線の場合、8往復、平均乗車密度2人で、年間約1,300万円補助金が出ていることになってます。乗客が少なくて補助金が出ているわけですから、交通の妨げになるほど乗客はいないわけです。乗降客が集落で1日に何人もいないのにフリー乗降区間にしないというのは、あまりにも役人的な発想ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

フリー乗降区間については乗降客の問題ではなくて、要は、例えば後続車だとかそういうものが、そこでバスがとまると思わないところでとまることから、事故等の危険性もあるということで、交通量だとか、それから道路の幅員だとか、それから見通し等を勘案して、フリー乗降区間を定めてるというのが現状でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

例えば、私は根知のほうへよく行くんで、その例に挙げさせてもらったんですが、例えば根知線の大神堂入口から山口バス停までは、自由乗降区間にはなっておりません。理由は何かと。この区

+

間には、大神堂入口の次には、スキー場入り口のところに臨時のバス停があります。その次は、保育園の前にシーサイドバレースキー場前というバス停があります。そして山口のバス停があります。山口のバス停は山寺へ曲がる、そのＴ字路のところにあるわけですね、狭いわけですよ。そこにその区間が交通量が多くて、後ろから来た車がバスに追突すると、そういうふうなのは私はちょっとね。例えばとまる場合は、方向指示器を上げるわけでしょう、ちょっと考えられない。例えば公安委員会なり警察が、ここは危ないからだめですよという場合に、そこに１時間立って、どんだけの車が通るか調べたことあるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

警察の交通課について、一応、協議をしているわけですが、交通課のほうでもその辺のところを見きわめながら、判断を行っておるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

こういう言い方をすれば申しわけないですけど、交通課の方も２年か３年で転勤になるわけですよ。糸魚川市内のあちこちの交通の状況を全部、正確に把握してるわけでないと思うんですね。そういう中で市のほうの担当が、じゃあ警察がこう言ってるからこれでだめですよというふうには、私はそれではちょっとまずいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はちゃんと言ってるんですか、ものを。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

公安委員会がしっかりと調査をして出しておるわけですから、私はいいかげんなやはり答えを出しているとは思っておりません。非常にその辺の協議は、時間をかけてしっかりやっておりますし、それだけではなくて道路の交通安全施設については、厳しいやっぱり判断の中から出しておるわけございまして、我々は住民側になって要望を出しておりますが、やはり公安委員会の出している答えというのは、非常に厳しいものがありますが、そういういろんな判断で出されたものと捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○１６番（新保峰孝君）

市長の立場からは、そういうふうに言わざるを得ないと思いますけども、私は例えばこの後、デ

マンド交通のことも挙げておりますけども、デマンド交通は玄関から玄関までですよ。例えば1人、別所から連絡が入ったと、山口に1人いたと、上町屋に1人いたといったら、それでもって線を引いて、そこを通っていくわけですよ。そのときに公安委員会が、ここはだめですよと言いますか、そんなことないでしょう。もう少し、しっかりと話をしてもらいたいということを言っておきたいと思います。

世帯数が先ほど言いましたように、2人世帯、3人世帯、1人世帯の順になって高齢化が進んでいる。やっぱりそういう高齢化が進んでいる高齢者の立場から、交通対策、交通問題もぜひ改善を図っていくということが、必要ではないかというふうに思います。

そういう点では6年前に、安曇野市の新交通システム、デマンド交通あづみんについて、政務調査を行って紹介させてもらいましたけど、社会福祉協議会が運行しております。8人乗りで出発時間と出発場所が決まっていて、登録した方から申し込みを受けて、1筆書きでコースを決めて玄関先、あるいはすぐ近くまで行くものであります。

人口減少、高齢化が進む中で、いずれ検討しなければならないときが来るんじゃないかなというふうに思います。高齢者、市民の目線で考えることができるかどうかだと思います。

安曇野市では関係者の議論の中で、どういうふうに安曇野市をよくしていくかで合意したということでした。住民の目線であるか、市民がどこに行きたいのかからスタートしたと。タクシー会社、バス会社に気兼ねするような計画では意味がない。全部でなくて、どこができるのかを考えると貴重な意見を聞かせていただきました。

今後、フルデマンド交通の導入について、検討していく必要があるんじゃないかと、高齢化が進む中ですね、その点どのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺定住促進課長。〔定住促進課長 渡辺 勇君登壇〕

○定住促進課長（渡辺 勇君）

中山間地の交通については、今後、路線バスなり、それからコミュニティバス、それからデマンドタクシー、また、あるいは自家用有償旅客運送等の組み合わせが必要になってくると思います。これについては地域全体の公共交通ネットワークを総合的に考えていって、取り組んでいく必要があると。やはり利用者の立場に立った交通ネットワークにするのが、重要だというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

原発事故対策について伺います。

柏崎刈羽原発の規模は世界一と言われておりますけども、福島第一原発と比べて倍くらいあるんじゃないかというふうに思いますが、そうなった場合、被害の規模も相当、この前の福島第一原発事故の倍よりも広範囲で、大きくなるんじゃないかというふうに思います。この点は、どのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

お答えします。

国の指針等によりまして、先ほど市長答弁もありましたとおり、原発事故から当地域においては 50 キロ以上離れている。なおかつ現在では 30 キロ以上離れているところについては、即時避難の必要もないというような方向性も示されているというようなことから、現段階では当地域については、被害はないというようなことでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

被害がないということは、これはあり得ないと思いますね。糸魚川市の場合、風向きの点でいうと東から、柏崎のほうからの風というのは、年間を通じれば少ないですよ、それは。少ないですけども、そらないわけでないで。

それとチェルノブイリのときの原発事故、これはホットスポットといいますか、風向きによってずっと遠いところに高濃度の汚染地帯ができた。これは 50 キロ、100 キロじゃないですよ、もっと遠いところにもできてるわけですよ。ですから糸魚川市は 50 キロ、筒石のあたり、一番外れのほうで 50 キロ離れているから、影響ありませんというふうには私はならないと思うんですけどね、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

お答えします。

繰り返しになりますが、県の避難計画を作成する上でもこの 30 キロ以遠につきましては、自然災害による影響もなく、原子力災害に対する防護措置も必要ないというふうにされていることから、避難計画を策定しなくてもいいというようなことも含めまして、被害は今ほど言われるとおり全くないのではないかということに対しましては、限定的であるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

こういう原発事故の防災対策というのは、今出されている、国のほうが言ってるから、あるいは県のほうがこう言ってるから糸魚川市は大丈夫だということでは、やっぱり済まないと思うんですね。もっとひどい事故が起こった場合に、どうするかというのも考えてやる必要があると思います。

それと同時に、県や立地自治体だけの再稼働、あるいは施設変更の同意、そのほかのところ、新潟県、糸魚川市も含めてそれは必要ないというのは、これは私はおかしいんでないかなと。被害を受ける可能性のある糸魚川市の同意も要求すべきじゃないかと。今、協定ありますけども、立地自治体とはやっぱり違いますよね。情報提供のレベルということになるわけで、そういう点も先ほど市長のほうから、協議していくっていうことになってると言われましたけども、それもぜひ盛り込むよう要求すべきと思いますが、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

お答えします。

柏崎刈羽原発に対する新潟県、それから立地自治体等々の協定とはまた別に、当市も入っております全県で組織をしております、市町村による原子力安全対策に関する研究会というものがございます。この中で協定書を結んでおりまして、1つの市が物を言うということではなくて、全市の中で意見を集約した中で柏崎刈羽原発に対して物言いをする、また、県にもお願いをするというような体制をとっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○16番（新保峰孝君）

これで私の質問を終わります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を3時55分といたします。

午後3時40分 休憩

午後3時55分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

次に、伊藤文博議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤議員。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）